

【NSW州】10月11日(月)以降もシドニー大都市圏とNSW州地方部間の旅行は不可

【ポイント】

- NSW州政府は、10月11日(月)に外出制限令が解除されても、シドニー大都市圏とNSW州地方部間の旅行は、許可されないと発表しました。
- シドニー大都市圏とNSW州地方部間の旅行は、ワクチン接種率の80%到達時点で、ワクチン接種完了者(2回)に対してのみ許可されます。
- 仕事や医療・介護等の理由がある場合には、シドニー大都市圏とNSW州地方部間の移動は引き続き許可されます。

【本文】

1 NSW州政府は、10月11日(月)に外出制限令が解除されても、シドニー大都市圏とNSW州地方部間の旅行は、許可されないと発表しました(9月9日(木)発表のロードマップでは可能と記載)。

2 シドニー大都市圏とNSW州地方部間の休暇や娯楽を目的とした旅行は、州内のワクチン接種率が80%に到達した時点で、ワクチン接種完了者(2回)に対してのみ許可されます。

3 仕事や医療・介護等の理由がある場合には、シドニー大都市圏とNSW州地方部間の移動は引き続き許可されます。

4 9月9日(木)に発表されたワクチン接種率70%到達時の制限緩和の内容、9月27日(月)に発表されたワクチン摂取率80%到達時の制限緩和の内容の詳細は末尾のリンクをご確認ください。

5 規制内容は状況に応じて常に変更されます。規制の詳細や最新の情報はNSW州ウェブサイトでご確認ください。不明な点がある場合には、NSW州保健省に電話(1800 943553)でご確認ください。

○NSW 州政府ウェブサイト

(10月8日(金)付メディアリリース:10月11日(月)以降もシドニー大都市圏とNSW州地方部間の休暇・娯楽を目的とした旅行は不可)

<https://www.nsw.gov.au/media-releases/regional-travel-just-weeks-away>

(新型コロナウイルス規制の現状)

<https://www.nsw.gov.au/covid-19/rules>

(新型コロナウイルス情報)

<https://www.nsw.gov.au/covid-19>

○在シドニー日本国総領事館ウェブサイト

(9月27日(月)付領事メール: ワクチン接種率80%到達時の制限緩和内容発表)

<https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/20210927nsw.pdf>

(9月9日(木)付領事メール: 外出制限令の出口戦略(ロードマップ)の発表)

<https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/20210909nsw.pdf>

【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12、1 O'Connell Street、

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話(61-2)9250-1000

Fax(61-2)9252-6600

Web: https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Email: japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールは在留届、たびレジ、総領事館メールマガジン配信登録/読者登録に登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「メールマガジン」に登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/modify?emb=sydney.au>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=sydney.au>